

第2回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成24年9月21日掲載

日 時 平成24年8月23日（木）午後2時～4時

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：石倉委員、大塩委員、北野委員、込山委員、田草川委員、登田委員、戸辺委員、長澤委員、中田委員、三神委員、米山委員（50音順）

（事務局）：企画県民部 丹澤部長

消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、小沢課長補佐、向山主査、小林職員、池田職員

兼務職員 衛生薬務課 小林課長補佐、農政総務課 斉藤課長補佐、花き農水産課 保延課長補佐、農業技術課 柴崎副主幹、林業振興課 鷹野課長補佐、スポーツ健康課 樋課長補佐

傍聴者等の数 2名

会議次第

- 1 開会
- 2 企画県民部長あいさつ
- 3 議事【公開】
 - (1) 「第2次やまなし食の安全・安心行動計画」（最終年度）実施状況について
 - (2) 「山梨県食の安全・安心推進計画」案について
 - (3) 「山梨県食の安全・安心推進条例」第21条の規定に基づく「知事が定める基準（案）」について
 - (4) その他
- 4 閉会

概要

1 開会 司会：消費生活安全課 川元総括課長補佐

2 企画県民部長あいさつ

（資料確認）

3 議事【公開】（進行：議長（会長））

(1) 「第2次やまなし食の安全・安心行動計画」（最終年度）実施状況について

○ 事務局から、「第2次やまなし食の安全・安心行動計画」（最終年度）実施状況について、資料1-1～1-2により説明。

○ 質疑は以下のとおり

・ 「と畜場で処理された枝肉の微生物検査を実施した枝肉数」について

(A委員) 資料1-1の未達成の目標について、まとめてある最終ページです。3の「と畜場で処理された枝肉の微生物検査を実施した枝肉数」について、策定時の平成17年度は、牛67頭、豚83頭だったのに対し、平成23年度末目標は、豚はいっきに600頭になっています。検査体制等が整備されることを見込まれた上で、このような目標が立てられたのかどうか、教えてください。また、未達成の理由に、「豚枝肉は病原性細菌があまり検出されていない」とありますが、牛の方が多くの病原菌が検出された、ということなのでしょうか。そういうことも含めて、なぜ600頭という数値目標が出てきたのか、疑問に思ったので、ご説明いただけたらと思います。

(事務局) 600頭という数値については、計画期間中の5年間で検査をする目標延べ頭数であり、平成23年度単年度で600頭検査を行なうということではありません。資料1-1の3ページをお願いいたします。上の方から3行目・4行目ですが、実績とある列が累計数で、「H20のみ」、「H21のみ」、とある列が単年度実績です。平成23年度については、単年度実績は牛が148頭、豚50頭になっていて、計画を開始してからの累計数は、牛が751頭、豚が263頭になっています。平成17年度に行なった検査頭数は、牛が67頭、豚が83頭ということだったので、これをベースに5年間で600頭検査をするという目標にしたということは承知していますが、5年間で何割増し、というような詳細については申し訳ありませんが、本日担当が欠席ということと、詳細の資料がないため、分かりかねます。ただ、現場の状況に対応する中で、このような結果になったということでもあります。

(議長) A委員、よろしいでしょうか。

(A委員) はい。

・ 目標数値について

(B委員) 2ページの、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入」とありますが、初年度の平成19年度末実績1589検体から平成21年度末までは順調に上がっているのですが、平成22年度、23年度はだんだん下がってしまっています。これは、どうしてこのようなことになってしまったのかが気になりました。また、その下の「エコファーマー認定数」について、毎年順調に上がっていて結構だなと思いましたが、さらにその下の「甲斐のこだわり環境農産物認証事業の推進」の「認証基準策定品目の数」については、平成23年度末目標40品目に対して、平成23年度末実績43品目で、達成ということになりますが、この43という数字がなかなかもったいないのではないと思いました。甲斐のこだわり環境農産物認証が定着して、もっと効果のあるものになり、もっと

手が挙がって、数字は大きくなっていくのが望ましいのではないかと思います。

(事務局)「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入の取組み事業」において、HACCP方式のデータ収集検体数が、平成22年度末以降減少していることについて、確かにご指摘のとおりなのですが、申し訳ありませんが、これについて、直ちにお答えすることができません。調べまして、後日お伝えさせていただきます。次に、「甲斐のこだわり環境農産物認証事業の推進」の「認証基準策定品目の数」についてですが、今回、新しい計画の中でも農産物の認証制度を取り上げておりまして、前回審議をした後に農政部が発表しました、「富士の国やまなしの逸品認証農産物」という事業が入っております。ご指摘のとおり、当然認証農産物は増えていくものと思います。

(議長) それでは、「HACCP方式のデータ収集検体数」が、平成22年度末以降の実績が減少していることについてと、「富士の国やまなしの逸品認証農産物数」が増えていく必要性について、またご検討いただきたいと思います。

・ 「食中毒防止対策」の「人口10万人あたりの食中毒患者発生数」について

(C委員)「食中毒防止対策」で、「人口10万人あたりの食中毒患者発生数」について、策定時平成17年度の数字が28人、平成23年度末目標値が22人となっておりますが、この目標設定根拠というものはあるのでしょうか。

(事務局) 平成23年度末目標値は、おそらく策定時の28人という数字か、全国平均の数字に、単純にパーセンテージをかけて出した数字と思われる。

(議長) よろしゅうございましょうか。

(C委員) はい。

・ 「食生活改善推進員の研修会」について

(D委員)「食生活改善推進員の研修会」についてですが、今年度から、夜も研修会を受けられるようになりました。土日も研修会を受けることができますので、今後この数字はもっと上がっていくと思います。

(2)「山梨県食の安全・安心推進計画」案について

- 事務局から「山梨県食の安全・安心推進計画」案について、資料2-1～2-2により説明。
- 意見は以下のとおり。

・ 計画期間について

(議長) 資料2-2の表紙をご覧くださいますと、平成24～28年度の5年間と、平成24～26年度の3年間があります。パブリックコメントで計画期間が5年間では長すぎるので、3年間にしたら良いのではないかというご意見がございました。この件につきまして審議し、審議会としての計画期間について結論を出してから、先に進ませさせていただきたいと思います。何かご意見ありますでしょうか。はい、A委員どうぞ。

(A委員) 既に平成24年度はスタートしており、上半期も終わりに近づいています。もし、この計画を3年にした場合、3年後に次期の計画を立てるためには、3年目に入ったときから実態把握をしなければならない。ということになりますと、この推進計画の事業は実質、1年半しかないのかなという気がします。そうすると5年あった方が、実績も見えやすいのかなと思います。

(E委員) 私は、資料2-1の意見No. 7の提案で良いと思います。提案説明のように、3年間の計画も織り込むことで3年間の数値管理も可能になります。先ほどのご意見のこともよくわかりますけれども、別の面から考えますと、5年間計画では、計画と現実に大幅な乖離がでてしまう可能性があると思います。このような場合、見直しなり、具体的な進め方の改善なり、そういったことを途中で入れなければならないと思います。全国的には5年計画が多いかと思いますが、3年で一旦見直すではないですが、現実的な到達点が確認できる進め方が良いのではないのかと思います。

(B委員) パブリックコメントの7番目で、計画期間の見直しの意見が出ておりますが、私は5年で良いのではないかと考えます。しかし、目標の設定値についてはもうひとつ、どこか重点項目をしっかりと置いたものが欲しいです。2割増し、3割増しとか、100ずつ増えていく、というような大胆な目標を作って、それに向けて減農薬やエコファーマー認定数を増やす取組みを推進していくのはどうでしょうか。また、消費生活安全課だけではなく、県庁内いろいろな課が係わっておりますので、その点では、パブリックコメントの9番目にあります、「県知事を委員長にして、横断的な組織である推進本部を作る」という意見には大賛成です。ぜひ、群馬県の例のようなものを作って欲しいと思っています。

重点項目や数値目標の設定については、エコファーマーやGAPなど、いろんなものを盛り込んでいただいたのも良いが、ぜひ、大胆なものは大胆に、いろんな形で推進してい

くのが良いかと思えます。3年間あるいは5年間の中で、いかにアクセントをつけた課題について取り組んで行くのか、それぞれの担当のセクションの中で話し合っていて、時代に合った目標値を作っていただければと思えます。計画期間は、私は、5年間で問題ないと思えます。

(F委員) わたくしも事務をやっている立場から申し上げますと、事務をするために事務をするようなことはやっていただきたくないと思えます。むしろ、計画の方を推進していただきたいたいということで、先ほどのB委員の方からお話がありましたとおり、基本的には5年、3年に重要な項目だけ見直すというのが良いと思えます。

(G委員) わたくしも、今のF委員のご意見に賛成です。事務的な仕事がどの程度大変なのかということとはわからないのですが、集計等の作業に追われて、実際の計画推進ができなくなってしまっただけは困るので、重点計画だけ3年で見直す、という形で良いのかなと思えます。

(H委員) 私も5年で良いと思えます。ただ、水産物をみてますと、放射性物質の問題が顕著に現れてきました。昨日も、アイナメから食品の基準の250倍を超える放射性セシウムが出てきました。このような状況で、日に日に数値が変わっています。例えば、私が知っている情報では、放射性物質がだんだん千葉県の方まで流れて増えてきている等があります。そういう変化に対する即応性を持つ、ということが重要です。3年、5年であっても、基本的にはやっていることの筋は変わらないと思えます。ただ、その都度、重要度を上げなければいけないことはあると思えますので、それに対して即応できるような体制を整えておけば良いのではないかなと思えます。

(C委員) おそらく、大枠は、3年でも5年でも変わらないと思えます。しかし、原発の事故が起きる、BSEの事件が起きるというような、その年の、その事件が起きた時点から、対策を組まなければならないという現状があるので、委員の皆さまもおっしゃっていますが、重点項目だけは常に見直していく、というスタンスでいた方が良いと思えます。

(I委員) 説明の中でありましたとおり、私共もGAPの推進をしております。また、本日は農産物直売所の竣工式にも出席して参りました。残留農薬等についても、徹底した検査もやっておりますし、こだわり農産物についても、新しいロゴマークを作りました。計画期間については、5年間で良いと思えます。

(D委員) 先ほどの、事務作業からの見方に賛成です。これを作るということは、事務的に本当に大変なことだと思うので、私も5年で良いと思えます。何か起きたところだけ、

そこに追加・訂正をしたら良いと思います。

(J委員)

5年で良いと思います。何かありましたら、その都度整理していただければ良いと思います。

(議長) ありがとうございます。E委員の、計画期間は3年が良いのではないかという意見の目的も、他の全ての委員の皆さまと共通な見解であろうと思いますので、審議会としては、計画期間は5年間で、何か重要なことがありましたら変化に対応していく。ということでもとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは、この計画の期間については、これで結論といたします。

・ IV 数値目標について

(A委員) 資料2-2の8ページ、数値目標18番(学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース))についてですが、従来は「重量ベース」だったが、今度は「食材ベース」とあります。この「食材ベース」というのは、品目数ということでよろしいのでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

・ IV 数値目標について

(B委員) 先ほども少し申し上げましたとおり、「エコファーマーの認定数」についてです。下のGAPについては、現状に対して目標数値が倍増しているの、良いなと思ったのですが、エコファーマー認定者数については、もう少し目標数値がどうにか上がらないのかな、と思います。あとは16番目の「地産地消サポーター登録者数」です。地産地消サポーターがどのようにすれば増えるのかわからないのですが、現状1363人を目標1500人ということで、これももっと推進していかなければならないと思います。また、21番の「県民からの食の安全・安心に関する意見提出数」についても、どのように呼びかけて意見提出を仰ぐのか、やり方によっては全く違った意見提出数になるのかと思います。

(事務局) エコファーマーの認定数については、資料2-2の7ページの数値目標の表の表記を見てわかりますとおり、5年計画であっても、平成26年度末までの目標になっております。これは、「やまなし農業ルネサンス大綱」と同じ目標になっております。B委員が言うような、インパクトのある目標が欲しいのですが、「やまなし農業ルネサンス大綱」が、同じ時期に同じ目標を掲げているのに、一方が8000人で、一方が7800人というのは、おかしいことになってしまいます。以上のように、「エコファーマーの認定数」や、

「地産地消サポーター登録者数」については、先行している計画があるので、このようにおいています。もちろん、この計画は平成28年度末までの計画になりましたので、平成26年度末が過ぎたら、また新たなものに置き換えることとなります。

つぎに、同じ表の21番目の「県民からの食の安全・安心に関する意見提出数」についてですが、他県の例、食育や条例についてのパブリックコメントで寄せられた意見数を参考にして決めました。また、パブリックコメントでいただいた、資料2-1の意見No. 39のご指摘の通り、周知するということがたいへん重要になってくる目標です。資料2-2の16ページ、下から2番目の◇にありますとおり、県のホームページ内に「食の安全・安心ポータルサイト」を作る予定としておりますし、あるいは、テレビの30秒番組の「くらしの情報」など、ありとあらゆるものを活用した取組みの中で、条例や県民の役割、施策提案などを周知し、皆さまにお知りいただきたいと考えております。

数値目標の数値については、ややインパクトに欠けるとは思いますが、他県の例などをみて、このような数字にさせていただいております。

(議長) 今の事業との整合もごございますし、このようなことで、よろしいでしょうか。

(B委員) はい。

・ V 施策の推進方向について(1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保)

(F委員) 資料2-2の9ページです。議題1の行動計画の方には、トレーサビリティという言葉が入っていましたが、これは生産から販売・廃棄までの枠を意味します。この9ページの、1番の「「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保」これは食の安全性ということですが、「廃棄」という項目は必要ないのか伺いたいです。消費者からの目線では、これで良いと思いますが、トレーサビリティということであれば、「廃棄」という項目も加えた方が良いと思いました。

(事務局) 食の安全・安心に関する他県の計画を一通り見ましたが、食の安全という枠組みでは、消費者の目線で捉えざるをえないです。トレースという考え方で捉えると、もしかしたらプロセスの上で、廃棄まで考えなければならないのですが、食の安全・安心という枠組みでは、廃棄というのは、視野にしていけないということで検討しています。

(F委員) わかりました。

・ V 施策の推進方向について(1-①-給食施設における安全性の確保)

(A委員) 10ページをお願いします。部局の名称も入れていただき、分かりやすいです。給食施設における安全性の確保のところですが、この中で、給食施設に対する巡回指導は、

健康増進課が行なっているという下に、スポーツ健康課があります。資料1-2の5ページ(イ) a 特定給食施設等に対する監視指導の実施のH23年度実施状況を見ると、健康増進課と衛生薬務課が所管する部分があることが分かります。この、資料2-2の10ページに表現されている、給食施設に対する巡回指導、集団指導や災害時における対応マニュアルの作成など、特定給食施設に対する指導等を実施するというのは、旧法「栄養改善法」、現在の「健康増進法」の関係の部分でありまして、その部分が安全性の確保に該当するのか、検討する余地もあると思います。そうすると、衛生薬務課の、食品衛生の衛生監視指導の部分も、ここにも入ってきた方が良いのではないかと思います。また、そうすると、最初の2行の健康増進課が行なっている業務については、安全性の確保なのか、それとも19ページの食育の推進の分野へ入るのか、そのあたりも担当課とご協議していただければありがたいと思います。

(事務局) 10ページに文言修正をして、衛生薬務課を追加するというのがひとつの考え方だと思います。検討させていただきます。

(A委員) そうしますと、今は栄養と衛生管理の部分が分かれているから良いのですが、全て衛生監視指導の数字でカウントしてしまうと、保健所の栄養指導員が行なっている業務が隠れてしまうので、そこは分けて表現していただけたらありがたいと思います。

・ パブリックコメントについて

(E委員) 計画のことではないのですが、パブリックコメントのことにに関してなのですが、よろしいでしょうか。パブリックコメントで出された意見に対して、県としてはいかがお考えなのか。県民が求めた以上は、フィードバックするということが大切なことだと思いますが、どのようにお考えか、お伺いしたい。

(事務局) 今回の審議会は、計画に対するご意見を伺う場でありまして、パブリックコメントでいただいた意見についての資料は、資料2-1のような資料をご用意させていただきました。また、いただいた意見は原文のままではなく、集約しております。パブリックコメントでいただいた意見を基に、計画を修正した箇所については資料2-2の網掛け部分のとおりであります。他にも、意見への対応の区分というものがございまして、ここまでの記述はできませんというようなことや、どうも誤解があるのではないかと、というような区分をいたしました。その区分に合わせるように、県の対応方針を書いたものを整理しまして、県の中で対応のコンセンサスを得た上で、計画を決めると同時に、ホームページ等に出す、という形になります。

(3)「山梨県食の安全・安心推進条例」第21条の規定に基づく「知事が定める基準(案)」について

- 事務局から「山梨県食の安全・安心推進条例」第21条の規定に基づく「知事が定める基準(案)」について、資料3により説明。
- 委員からの、質疑・意見等なし。

(4) その他

- 事務局から、9月19日開催予定の「山梨県食の安全・食育推進大会」について、チラシにより説明。

4 閉会